

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正（第一条関係）

一 輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置

砂糖との価格調整の対象に輸入加糖調製品（砂糖を使用した輸入される調製品であつて、砂糖との用途の競合の状況に鑑み、国内産糖の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるものをいう。）を加えること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第二 関税暫定措置法の一部改正（第二条関係）

輸入加糖調製品に係る軽減税率を設定すること。

第三 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正（第三条関係）

一 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の追加

独立行政法人農畜産業振興機構の業務について、輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うことを追加すること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等（附則関係）

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を規定すること。
- 三 所要の規定の整備を行うこと。